

海老名市TNR活動講習会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海老名市TNR活動講習会（以下「講習会」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(講習会)

第2条 講習会は、海老名市内でTNR活動を行う上で習得すべき知識及びTNR活動に関する補助制度を内容とする。

(開催)

第3条 講習会は、動画受講とする。

(受講資格)

第4条 講習会を受講できる者は、次に定める要件を満たす個人又は法人とする。

(1)個人にあつては、海老名市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、海老名市の住民基本台帳に記載されていること又は海老名市内に事務所若しくは事業所（以下、「事務所等」という）を有していること。

(2)法人にあつては、海老名市内に事務所等を有していること。

(修了証明書申し込み)

第5条 講習会を受講した者（以下、「受講者」という）は、講習会修了証明書交付申込書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申込書の受領にあたり、受講者に対して必要と認める書類の提出を求めることができる。

(講習会修了証明書)

第6条 市長は、講習会を受講し、その内容を理解したと認める者に対し、海老名市TNR活動講習会修了証明書（様式第2号）を交付する。

2 修了証明書の有効期間は、当該通知書の日付から起算して3年後の日の属する年度の末日までとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

《令和7年2月20日 一部改正》

《令和8年3月31日 一部改正》